

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会規則第14号

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則（平成4年岩手県人事委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続) 第14条 育児休業条例第13条の人事委員会規則で定める育児短時間勤務承認請求書は、 <u>別記様式</u> によるものとする。	(育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続) 第14条 育児休業条例第13条の人事委員会規則で定める育児短時間勤務承認請求書は、 <u>別に定める様式</u> によるものとする。 <u>2 前項の育児短時間勤務承認請求書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</u> <u>(1) 請求に係る子の氏名、続柄等及び生年月日</u> <u>(2) 請求の内容</u> <u>(3) 請求期間</u> <u>(4) 勤務の形態並びに勤務の日及び時間帯</u> <u>(5) その他必要な事項</u>
<u>2</u> [略]	<u>3</u> [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

別記様式を削る。

附 則

- この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- この規則による改正後の職員の育児休業等に関する規則に規定する別に定める様式は、この規則の施行の日以後に提出する請求書について適用し、同日前に提出した請求書については、なお従前の例による。
- この規則による改正前の職員の育児休業等に関する規則に規定する別記様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。